

さぼーとほっと基金に関する各種要綱についての見直しを求める陳情

令和5年10月10日 受理 財政市民委員会
令和5年10月13日 付託

提出者

札幌市豊平区

一般社団法人サポートシステム研究会

代表者 代表理事 高橋 潤

(要 旨)

さぼーとほっと基金は市民にとり利用しづらい運営であることから、利用する市民団体の実態に即した要綱に見直して欲しい。

(理 由)

さぼーとほっと基金の要綱は利用する市民団体の実態に即しておらず、利用しづらい運営が継続している。例えば、「札幌市市民まちづくり活動促進基金団体登録要綱」では、10名以上の構成員を登録要件としており、「札幌市市民まちづくり活動促進基金『スタートアップ助成事業』助成交付金要綱」では、5名以上の構成員を助成対象としているが、これらの人数の根拠を所管部局へ問い合わせても根拠を説明できない。

また、「札幌市市民まちづくり活動促進助成金交付要綱」では、助成金の応募に際して、公開でのプレゼンテーションを必須条件としているが、市民団体に負担を強いる選考はいかがなものか。不規則勤務等の方が中心の団体では、そもそもプレゼンに参加できず、応募もできない。その理由はどこにあるのか。札幌市には登録されているだけで、約1,900団体もの市民団体があるのに、助成を受けるための要件であるさぼーとほっと基金の団体登録数は326である。このように登録団体が少ないのは、使いづらい運営が原因ではないか。また、以下についても、団体にとっては負担であり、やめるべきである。

- (1) 基金の助成事業募集期間が短期で、応募書類の作成や団体内での臨時総会等の意思決定が間に合わない。
- (2) 基金の後期応募は6月で、そこから翌年3月までに事業を終了し、事業報告を作成する必要があるが、かなり厳しい日程となる。
- (3) 助成対象となる経費の性質上、一過性のイベントへの助成が多くなり、助成率も二分の一で助成額が少ないものを広くうすく助成交付するという形式である。
- (4) 団体の組織基盤を継続的に強化する目的に利用できる助成がほぼない現況であり、人件費や物品購入につき、その基準を見直すべきである。